諮問番号：令和４年度諮問第　６号

答申番号：令和４年度答申第２０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年１２月１７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分において、審査請求人に対しては４５，５０１円が支給されたが、この金額は、本件申立外審査請求（令和４年度諮問第５号）の審査請求人で、本件審査請求の代理人（以下「代理人」という。）より、９，５４０円少なく、また、代理人の障害者加算２６，８１０円は現実的に機能していないので差し引くと、審査請求人の分は３６，３５０円ほど不足している。

現実の話として、４５，５０１円で電気・ガス・水道・通信費・自治会費を考えれば食費に割り当てられる金額はいくらなのか。支給額４５，５０１円では、夏はエアコンをほぼ使えない。

国が保証する「最低限の生活」は、高僧のような修行を目指せばいいのか。本来は、少しの我慢と節約で送れる生活が「最低限の生活」だと感じる。

（２）厚生労働省が発表している「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）」によると、高卒女性の初任給は１６４，６００円であり、仮に最低限の生活を高卒初任給レベルとするならば、生活扶助額との差額が６０，５７０円発生する。つまり、生活保護では高卒初任給にも届かない費用での苦しい生活を強いられていると言える。

（３）この差を少しでも埋めるべく、本件処分の審査の見直しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、令和３年１月分の保護費について、令和２年１２月に算定した期末一時扶助費を削除する変更を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、生活扶助額が代理人より９，５４０円少ないこと、代理人の障害者加算２６，８１０円は現実的に機能していないので差し引くと、審査請求人分は３６，３５０円ほど不足していること、国が保証する最低限の生活は、少しの我慢と節約で送れる生活であること、生活保護では高卒初任給にも届かない費用での苦しい生活を強いられること等から、支給額の見直しを求める旨を主張している。

しかしながら、法第１条、第４条第１項、第５条及び第８条並びに生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和４２年５月２４日最高裁判所民事判例集第２１巻５号１０４３頁）。

本件処分は、保護基準に基づき、期末一時扶助費を削除した上で、審査請求人の基準生活費７１，９００円、地区別冬季加算２，６３０円及び住宅扶助費２９，５００円の合計１０４，０３０円（最低生活費）を算定し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アのとおり、審査請求人が受給する年金２６，０７５円及び年金生活者支援給付金５，６５４円を収入として認定し、介護保険料特別徴収額２，７００円を収入から控除し、代理納付する住宅扶助費２９，５００円を差し引いた額４５，５０１円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（２）以上のとおり、本件処分は、保護基準に従い変更を行ったに過ぎず、本件処分に係る判断及び手続に違法又は不当な点は認められない。

（３）なお、弁明書において、審査請求人の本件処分の保護費の算定に係る箇所に金額等の誤りが認められる。

弁明書は、原処分に関与していない審理員や行政不服審査会が審査請求に係る処分の内容及び理由等の詳細を把握するためのものであることから、処分庁は、正確な記載を行うべきであることを付言する。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年６月１７日　諮問書の受領

令和４年６月２１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月５日

　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：７月５日

令和４年７月１４日　第１回審議

令和４年８月１０日　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第２項は、「民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。

（４）法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

（５）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（６）生活保護の基準額について、保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、１２月の基準生活費の額には、期末一時扶助費を加えることとされている。

処分庁所管区域内の令和２年１２月における審査請求人世帯（単身世帯）の期末一時扶助費の額は１４，１６０円である。

処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７１，９００円、地区別冬季加算額は２，６３０円である。

（７）保護基準の別表第３の２は、「家賃、間代、地代等については、当該費用（中略）は、都道府県又は（中略）指定都市（中略）若しくは（中略）中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

（８）次官通知第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（９）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と、イは、「老齢年金等で、介護保険法第１３５条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１０年２月２４日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）令和２年６月１日付けの審査請求人宛ての「年金振込通知書」には、令和２年６月から同年１２月までの偶数月に係る各支払期の支払額が「年金支払額」の欄に５２，１５０円、年金から特別徴収（控除）される額が「介護保険料額」の欄に５，６００円と記載され、また、欄外に「８月以降の控除の決定額は、６月と同じ額を仮に記載しています。」と記載されている。

令和２年６月１日付けの審査請求人宛ての「年金生活者支援給付金　支援金額改定通知書」には、令和２年４月分からの「支給金額（月額）」の欄に５，６５４円と記載されている。

（３）令和２年１２月１７日付けで、処分庁は、同年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費（１４，１６０円）を令和３年１月分の保護費には計上しないことにより、保護費が変更となる内容の本件処分を行った。

なお、本件処分の保護決定通知書には、審査請求人の生活扶助費(基準額）は７１，９００円、冬季加算額は２，６３０円、住宅扶助額は２９，５００円、合計額は１０４，０３０円、収入充当額は２９，０２９円、代理納付額は２９，５００円、支給額は４５，５０１円と記載されている。

（４）令和３年１月６日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分は、処分庁が令和２年１２月分の保護費に認定した期末一時扶助費を令和３年１月分の保護費には認定しないことから、令和２年１２月に支給した期末一時扶助費分の支給額を減額する変更を行うものである。

期末一時扶助費は、前記１（６）のとおり、１２月分の生活扶助額（基準額）に加えて認定されるものであるから、処分庁が令和３年１月分の保護費に期末一時扶助費を認定しなかったのは、前記１（５）のとおり、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項の規定により、厚生労働大臣が定めた保護基準に則ってなされたものであり、処分庁の手続に不合理な点は認められない。

（２）審査請求人は、国が保証する「最低限の生活」は、本来は少しの我慢と節約で送れる生活が「最低限の生活」であるとして、高卒女性の初任給（令和元年度１６４，６００円）程度の生活扶助費が必要である旨主張する。

しかしながら、前記１（１）、（３）及び（５）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委ねているものとされている。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

（３）さらに、前記１（８）、（９）の次官通知及び局長通知には、年金その他の公の給付の収入についての取扱いが示されており、年金及び年金生活者支援給付金については、介護保険料の特別徴収を控除した後の実際の収入額を各月に分割した上で、収入として認定することとされている。

そうすると、本件処分は、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費７１，９００円、地区別冬季加算２，６３０円及び住宅扶助費２９，５００円の合計１０４，０３０円を算定した上で、そこから、審査請求人が令和２年１２月期に受給した年金のうち１か月分である２６，０７５円及び年金生活者支援給付金５，６５４円を収入として認定し、かかる収入から介護保険料の特別徴収額２，７００円を控除し、さらに処分庁が代理納付する住宅扶助費２９，５００円を差し引いた額４５，５０１円を支給するものであり、処分庁の算定に違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（４）以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

なお、審理員は、処分庁が弁明書において本件処分の算定に係る箇所に金額等を誤って記載していることについて、弁明書は原処分に関与していない審理員や行政不服審査会が審査請求に係る処分の内容及び理由等の詳細を把握するためのものであることから、処分庁は正確な記載を行うべきであることを付言しているが、当審査会も同意見である。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲